

第一問

日本に住所を有する甲国人 X は、認知症の傾向を示すようになった。そこで、甲国に住所を有する A(X の実子)の申立てにより、甲国において、後見開始の裁判(以下「本件甲国後見開始裁判」)がなされ、それに引き続いて、A を X の後見人として選任する裁判(以下「本件甲国後見人選任裁判」)がなされた。

本件甲国後見開始裁判により、X は後見人の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができ、それは自らが行為能力者であると相手方に信じさせるために詐術を用いても同じである。また、本件甲国後見人選任裁判により、A は X の財産処分につき X を代理する権限を有するが、その権限は、甲国の領域外には及ばないものとされている。甲国法の下では、後見人の資格は、被後見人の一定の近親者に限定されており、法人は後見人になれない。

以上の状況下で、以下の小問(1)から(4)に答えなさい。各小問は、互いに独立している。なお、反致は成立しないものとする。

(1) X は、A の同意を得ずに、自ら所有する日本所在の土地を日本に居住する Y に売り渡す契約を締結した。Y は、X を相手取って、本件土地の所有権移転登記手続を請求し、日本で訴えを提起した。そこで、X は、本件甲国後見開始裁判を理由として、この売買契約を取り消す意思表示をした。これに対して、Y は、(i)取引の安全を根拠として、一般に、外国の後見開始裁判の日本における承認可能性は認められるべきでないと主張し、さらに、(ii)仮に一般的な承認可能性は認められるとしても、本件甲国後見開始裁判については、甲国に国際裁判管轄が認められないので、承認要件が備わっていないと主張した。Y の(i)および(ii)の主張の当否を論ぜよ。(期末試験総点 80 点中 20 点)

(2) 本件甲国後見開始裁判は、日本で承認されるものとする。X は、甲国に一時帰国し、A の同意を得ることなく、自らの行為能力に制限がないと偽り、甲国に居住する Z との間で、自ら所有する日本所在の建物を売り渡す契約を締結した。X と Z は、本件売買契約の準拠法として、日本法を選択した。Z は、X に対して、本件建物の所有権移転登記手続を請求し、日本で訴えを提起した。X は、行為能力の制限を理由として、本件売買契約を取り消すことができるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(3) 本件甲国後見開始裁判および本件甲国後見人選任裁判は、日本において承認されるものとする。A は来日し、X を代理して、日本に居住する W との間で、日本に所在する X 所有の車を W に売り渡す契約を締結した。A に代理権が認められるか。(期末試験総点 80 点中 5 点)

(4) 本件甲国後見開始裁判および本件甲国後見人選任裁判は、日本において承認されるものとする。日本に住所を有する B(X の妻)は、日本において、X の後見人選任の審判を申し立てた。(i) 日本に国際裁判管轄権が認められるか。(ii)仮に、日本に管轄権が認められるとすると、法人が X の後見人になることはできるか。(期末試験総点 80 点中 20 点)

## 第二問

日本に常居所を有する A は、甲国に常居所を有する B との間で金銭消費貸借契約を締結して融資を受け、B に対して貸金債務を負っている。A は、乙国に常居所を有する C との間で売買契約を締結し、C に対して売掛債権を有している。A は、B との間で代物弁済契約を締結し、本件貸金債務の代物弁済として、本件売掛債権を B に譲渡することを約した。本件消費貸借契約には、甲国法を準拠法とする条項が入っており、本件売買契約には、乙国法を準拠法とする条項が入っており、本件代物弁済契約には、日本法を準拠法とする条項が入っている。

- (1) 本件売掛債権の債権譲渡の成立要件を決める準拠法は、何国法か。(期末試験総点 80 点中 5 点)
- (2) 本件貸金債務の代物弁済の成立要件を決める準拠法は、何国法か。(期末試験総点 80 点中 5 点)
- (3) 小問(2)の準拠法によると、代物弁済において債務者のなす他の給付が債権譲渡であるときは、当該譲渡が第三者対抗要件を備えなければ代物弁済は成立しないとされているものとする。本件売掛債権の債権譲渡の第三者対抗要件を決める準拠法は、何国法か。(期末試験総点 80 点中 5 点)
- (4) 本件売掛債権の B への譲渡が成立し、対抗要件も備わっているものとする。C は、A から売買目的物の引渡しを受けていないとして、B に対して、売掛代金債務の履行を拒否している。この抗弁の可否を決める準拠法は、何国法か。(期末試験総点 80 点中 5 点)
- (5) B は、本件売掛債権の譲渡を受けたが、C の抗弁により、債権回収ができない。そこで、B は、A に対して、本件代物弁済契約を解除する意思表示をした。解除の可否を決める準拠法は何国法か。(期末試験総点 80 点中 5 点)

以上